

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</li> <li>また、番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」)の表1の項により個人番号を利用することができるのは、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務となっている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> <li>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</li> <li>③職権による保護の開始や変更に関する事務</li> <li>④保護の停止・廃止に関する事務</li> <li>⑤就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</li> <li>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</li> <li>⑦徴収金の徴収に関する事務</li> <li>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務</li> </ul> </li> <li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> </ul>
③システムの名称	①生活保護システム、②収納管理システム、③中間サーバー、④統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表23の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 準法定事務主務省令 表1の項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表23の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43、161及び162の項</li> </ul> <p>＜情報提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第23の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部 生活支援第1課、生活支援第2課、福祉総合相談室(福祉総務グループ)
②所属長の役職名	生活支援第1課長、生活支援第2課長、福祉総合相談室主幹(福祉総務担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえでマイナンバーの真正性の確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守しているため。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じているため。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	福祉部 生活支援第1課長 勝山 貴之、生活支援第2課長 中津川 晃、地域福祉課長 中村 哲也	福祉部 生活支援第1課長 渡部 之伸、生活支援第2課長 中津川 晃、地域福祉課長 長谷川 准一	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成30年10月22日	I-5②所属長の役職名	福祉部 生活支援第1課長 渡部 之伸、生活支援第2課長 中津川 晃、地域福祉課長 長谷川 准一	生活支援第1課長、生活支援第2課長、地域福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成31年3月15日	I-4②法令上の根拠	〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	精査による。
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
令和2年6月23日	II-1いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の26の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の26の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	I-5①部署	福祉部 生活支援第1課、生活支援第2課、地域福祉課	福祉保険部 生活支援第1課、生活支援第2課、福祉総合相談室(福祉総務グループ)	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	I-5②所属長の役職名	生活支援第1課長、生活支援第2課長、地域福祉課長	生活支援第1課長、生活支援第2課長、福祉総合相談室主幹(福祉総務担当)	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務	特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和5年5月30日	I-1②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月27日	I-1②事務の概要	<p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p> <p>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始や変更に関する事務</p> <p>④保護の停止・廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	<p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p> <p>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始や変更に関する事務</p> <p>④保護の停止・廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事前	医療扶助オンライン資格確認に係る本人確認事務の追加のため
令和8年1月30日	I-1②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p> <p>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始や変更に関する事務</p> <p>④保護の停止・廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p> <p>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始や変更に関する事務</p> <p>④保護の停止・廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事後	法令改正による。
令和8年1月30日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の15の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表23の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</p>	事後	法令改正による。
令和8年1月30日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の26の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条</p> <p>(情報提供)</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3</p>	<p>(情報照会)</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表23の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43、161及び162の項</p> <p>(情報提供)</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第23の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項</p>	事後	法令改正による。
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和8年2月1日時点	事前	時点修正による。
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和8年2月1日時点	事前	時点修正による。
令和8年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	[十分である] 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえでマイナンバーの真正性の確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守しているため。	事前	様式変更に伴う新規追加
令和8年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 [十分である] 対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じているため。	事前	様式変更に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</li> <li>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> <li>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</li> <li>③職権による保護の開始や変更に関する事務</li> <li>④保護の停止・廃止に関する事務</li> <li>⑤就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</li> <li>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</li> <li>⑦徴収金の徴収に関する事務</li> <li>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</li> <li>また、番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」)の表1の項により個人番号を利用することができるのは、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務となっている。</li> <li>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保護の実施に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> <li>②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</li> <li>③職権による保護の開始や変更に関する事務</li> <li>④保護の停止・廃止に関する事務</li> <li>⑤就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務</li> <li>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</li> <li>⑦徴収金の徴収に関する事務</li> <li>⑧医療扶助オンライン資格確認導入事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	事後	法令改正による。
令和8年3月25日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表23の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表23の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 準法定事務主務省令 表1の項</li> </ul>	事後	法令改正による。